

# ウィンターキャンペーン

キャンペーン期間：平成27年11月2日(月) ▶ 平成28年1月29日(金)

期間中、新規資金にてスーパー定期貯金20万円以上(期間1年・3年)、大口定期貯金1,000万円以上(期間3年)お預け入れの方にお得な金利を適用します。

期間  
1年

年 **0.25%**

(税引後利率 年0.199%)



期間  
3年

年 **0.30%**

(税引後利率 年0.239%)

年金定期貯金「結いの恵み」をセットすることができます。50万円以上新規資金より(期間限定の懸賞品付定期です)期間1年のみ

お預けいただいた方には  
**ちょリスグッズ**  
を、いずれか1点プレゼント!!



©ちょリス



ちょリス箸



ちょリス菓子



ちょリス弁当箱



ちょリスカレー

※プレゼントは一人様1点(1回限り)とさせていただきます。商品は充分にご用意しておりますが、数量に限りがありますので、無くなり次第終了とさせていただきます。詳しくは、お近くの支店窓口または渉外担当者におたずねいただくか、ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください、年金の受取りもJAへ。



# JA佐野 ウィンターキャンペーン 2015 Winter Campaign 商品概要説明書

(平成27年11月2日～平成28年1月29日適用)

1.商品名	・a.スーパー定期貯金《単利型》 ・b.スーパー定期貯金《複利型》 ・c.大口定期貯金《単利型》
2.ご利用いただける方	・個人のみ
3.期間	・定型方式 a.スーパー定期貯金《単利型》 1年 b.スーパー定期貯金《複利型》 3年 c.大口定期貯金《単利型》 3年 「a.b.cとも自動継続に限りませす。」
4.預入方法 (1)預入方式 (2)預入方法 (3)預入金額 (4)預入単位	・証書式・通帳式・総合口座 ・一括預入 a.スーパー定期貯金《単利型》20万円以上～1,000万円未満 b.スーパー定期貯金《複利型》20万円以上～1,000万円未満 c.大口定期貯金《単利型》 1,000万円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)支払頻度  (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後は自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・a.スーパー定期貯金《単利型》およびb.スーパー定期貯金《複利型》満期日以後に一括して支払います。 ・c.大口定期貯金《単利型》 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。b.スーパー定期貯金《複利型》は、6カ月ごとの複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。(平成49年12月31日までの適用となります。) ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	・a.スーパー定期貯金《単利型》およびb.スーパー定期貯金《複利型》は、マル優(障害者等対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。(1,000万円以上の大口定期貯金の場合はマル優の取扱いは出来ません) ・総合口座の担保に組入れてできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9.中途解約時の取扱い	「a.スーパー定期貯金《単利型》」 ・満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満 解約日における普通貯金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回る時は、その普通貯金利率によって計算します。 「b.スーパー定期貯金《複利型》」 ・満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6カ月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ①6ヶ月未満 解約日における普通貯金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×40% ③1年以上1年6カ月未満 預入日の店頭表示利率×50% ④1年6カ月以上2年未満 預入日の店頭表示利率×60% ⑤2年以上2年6カ月未満 預入日の店頭表示利率×70% ⑥2年6カ月以上3年未満 預入日の店頭表示利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 「c.大口定期貯金《単利型》」 ・満期日前に解約する場合は、約定金利の適用は行わず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ②預入日の1ヶ月後の応答日以降に解約する場合、次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算出により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のいずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。 その場合には、その利息額(支払済みの利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10.貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または本店総務部(電話:0283-20-2000)にお申し出下さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 又、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JA/バンク相談所(電話:028-625-1003)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会(JA/バンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JA/バンク相談所にお申し出下さい。)

詳しくは窓口にお問い合わせください。



- |                       |                    |                 |
|-----------------------|--------------------|-----------------|
| ■本店金融・業務課 ☎24-3712    | ■旗川支店 ☎24-2396     | ■愛村支店 ☎65-0121  |
| ■佐野厚生総合病院取次所 ☎24-7999 | ■赤見支店 ☎25-0224     | ■葛生支店 ☎85-2090  |
| ■佐野支店 ☎24-3717        | ■吾妻支店 ☎23-2555     | ■常盤支店 ☎85-3090  |
| ■佐野南支店 ☎24-2332       | ■田沼支店 ☎62-1212     |                 |
| ■犬伏支店 ☎23-3636        | ■田沼支店南事務所 ☎62-7577 | ◆お近くの店舗をご利用下さい。 |
| ■堀米支店 ☎24-2065        | ■三好支店 ☎62-1005     |                 |